

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく事業を実施するにあたり、関係機関・関係者のネットワークを構築し、事業に関する情報共有、地域における支援体制の検討を行い、生活困窮者に対する包括的な支援を効果的に実施することを目的として、八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者自立支援事業の推進に関すること。
- (2) ネットワーク会議を構成する者の相互連携に関すること。
- (3) 前2号に規定するほか、生活困窮者自立支援事業を効果的に実施するために必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、会長には生活福祉担当部長を、副会長には生活自立支援課長をそれぞれ充てる。
- 3 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が職務を代表する。

(招集)

第4条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

- 2 委員のネットワーク会議への出席については、委員が指名する職員が当該委員の代理で出席できるものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者にネットワーク会議への出席を求めることができる。

(実務担当者会)

第5条 会長は、必要に応じ、実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、ネットワーク会議の所掌事項について調査、検討等を行う。
- 3 実務担当者会は、指定する者をもって構成する。

(守秘義務)

第6条 第4条によりネットワーク会議に出席した者及び実務担当者は、会議又は会議に係る事務の遂行において知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議、実務担当者会の庶務は、福祉部生活自立支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

庁 外	庁 内
八王子市民生委員児童委員協議会 代表	生活福祉担当部長
八王子公共職業安定所 統括職業指導官	生活自立支援課 課長
八王子市社会福祉協議会 福祉総務課長	自立相談支援機関主任相談支援員
	福祉政策課 課長
	生活福祉地区第一課 または二課 課長
	高齢者福祉課 課長
	介護保険課 課長
	障害者福祉課 課長
	子育て支援課 課長
	保育幼稚園課 課長
	児童青少年課 課長
	子ども家庭支援センター 館長
	消費生活センター 館長
	男女共同参画課 課長
	納税課 課長
	産業政策課 課長
	企業支援課 課長
	保健対策課 課長
	(東浅川・大横・南大沢うち代表) 保健福祉センター 館長
	住宅政策課 課長
	経営計画第二課 課長
	教育支援課 課長
	小学校校長の代表者
	中学校校長の代表者